

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構  
地熱資源開発資金債務保証に係る金融機関

平成 25 年 12 月 27 日  
2013 年（地熱）業務通達第 82 号  
最終改正 令和 4 年 11 月 14 日

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構地熱資源開発資金債務保証細則第 3 条第 3 項  
で定める銀行、その他の金融機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- (2) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- (3) 信用金庫法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号）に規定する信用金庫及び  
信用金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第  
百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- (5) 労働金庫法（昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号）に規定する労働金庫及び  
労働金庫連合会
- (6) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の  
事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又  
は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- (7) 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第  
四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事  
業を併せ行う漁業協同組合連合会
- (8) 農林中央金庫法（平成十三年六月二十九日法律第九十三号）に規定する農林中央金庫
- (9) 保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- (10) 株式会社商工組合中央金庫

附 則

この業務通達は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和4年11月14日から施行する。